

2022年度「特掃」の登録について

この事業はあいりん地域の生活困難な高齢日雇労働者のための特別就労対策です。

申込んだ翌月から紹介を受けることができます。(※紹介について 参照)

※センター利用者カード未作成の方は 予めセンター窓口にて、利用者カードの作成をお願いします。

登録要件

- 登録の翌月末現在55歳以上または障がい者手帳をお持ちのあいりん地域の生活困難な日雇労働者が対象です。(裏面もお読みください。)
- 登録申込月を含めさかのぼって6ヶ月以内に結核健診の受診が必要です。(結核健診カードを持参してください。)
- 相談記録(労働者)台帳(利用者カード)の作成が必要です。

登録申込書配布

配布日：3月3日(木)午後1時15分から西成労働福祉センター紹介窓口で配布します。

*当日来所できなかった方は、翌日以降に紹介窓口でお渡しします。(日・祝休館)

配布時間：平日は午前5時から午後5時、土曜日は午前5時から午前12時までです。

受付・交付

各日、午後1時30分から午後3時30分まで

受付：3月8日(火) 4月12日(火) 5月10日(火) 6月14日(火)

7月12日(火) 8月9日(火) 9月13日(火) 10月11日(火)

11月8日(火) 12月13日(火) 1月10日(火) 2月7日(火)

交付：受付日の翌週の木曜日にお渡しします。(2月のみ翌々週)

場所：西成労働福祉センター紹介窓口

※紹介について

- 生活保護受給中の方または生活保護受給額と同程度以上の年金受給が始まった方は紹介できません。
- 結核健診で要検査・要治療となっているあいだは紹介できません。
- 体力・健康面等で就労に支障がある場合や酒気帯びの方への紹介はできません。
- 雇用主から拒否や制限があった就労先については紹介できません。

[同意書(年金、生活保護確認等)を提出していただきます。]

登録に際して、本人であることや生年月日の確認のため④の書類のいずれか1つ。
 また、あいりん地域を拠点に日雇労働で生活していることを確認するため⑤と
 ⑥の書類がそれぞれ必要になります。

登録要件確認のための書類

A 本人／年齢の確認

B 地域性の確認

提示書類	
雇用保険 健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 日雇雇用保険手帳 日雇健康保険手帳
運転免許	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証
国・自治体 発行書類	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 年金証書 障がい者手帳 住民票 マイナンバーカード 在留カード
戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍抄本・附票
各種資格証明書	<ul style="list-style-type: none"> 技能講習修了証
履歴照会	<ul style="list-style-type: none"> センター利用者カード 要個人台帳本人確認書類 (確認済み)

提示物

・センター利用者カード

+

C 日雇労働者であることの確認

・就労事業所の聞き取り